

相続あれこれ その3

事業承継と民法

弁護士

田仲敏征

TOSHIYUKI TANAKA

第1 はじめに

前号では、中小企業の事業承継においてオーナー（経営者）の相続で問題となる遺留分についてお話ししました。本号では、まず、遺留分対策についてお話しします。その後で、相続における事業承継のスキームとして活用が期待されている信託についてお話ししましょう。

1 重要な資産ほど早期に贈与を

前号で触れましたが、遺留分減殺には順序が設けられています。贈与が減殺される場合、複数の贈与があれば、相続開始時に近い贈与から、遡って減殺されることになります（民法第1035条）。

したがって、事業用資産が複数ある場合には、重要な資産ほど早く贈与したほうが、減殺請求の対象とならずにすむ可能性が高くなります。

2 早期の価額弁償の準備

前号で、遺留分減殺請求の相手方は価格弁償することが認められているとお話ししました（民法第1041条）。したがって、価格弁償の準備をあらかじめしておくことも遺留分対策の一つです。

その準備として、経営者を被保険者

とし、後継者を保険金受取人として生命保険契約を締結することが考えられます。ただし、この場合、「特別受益

に準じて持戻しの対象となる場合がある」（最高裁平成16年10月29日民集58巻7号1979頁）ことは、前々号（第2の2）でお話ししたとおりですので、注意が必要です。

3 遺留分に関する民法の特例の利用

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下、「法」とします）では、遺留分に関する民法の特例が設けられています。同法は、民法の特例以外にも、事業承継時の金融支援措置及び事業承継税制の基本的枠組みを盛り込み、事業承継の円滑化に向けた総合的支援策の基礎となる法律として、平成20年10月1日（遺留分に関

する民法の特例に係る規定は平成21年

3月1日）から施行されています。

（1）遺留分放棄の限界

法が遺留分に関する民法の特例を設けた理由は、遺留分の事前放棄には以下のような限界があるからです。

ア 非放棄者の手続的負担

遺留分の事前放棄のためには、放棄しようとする者が、自ら家庭裁判所に申立てをして、許可を受けなければいけません。後継者でない者にとっては、何らメリットがなくこのような手続を求められるのは、相당한負担を伴います。

イ 遺留分算定の基礎となる財産への算入価額の固定の必要性

例えば、自社株式のように、相続までに後継者の貢献によって株式の価値が上がる場合があります。この場合、一切遺留分を主張することができないとしては後継者でない者の



同意を得られないでしょうが、一定時点における価額に固定して、その後の価値上昇分については遺留分を主張しないということには同意を得ることができる場合もあると考えられます。

しかし、遺留分の事前放棄では、遺産すべてに対する遺留分を放棄する場合、または遺留分の一部を放棄する場合のいずれであっても特定の財産の全部を放棄するしかなく、推定相続人全員の同意があったとしても、予め特定の財産について遺留分算定の基礎財産に算入すべき価額を固定することはできません。

(2) 特例の概要

法は、以上のような遺留分制度による制約を解消するために、後継者が経営者から贈与等によって取得した自社株式等について、経営者の推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち兄弟姉妹及びこれらの者の子以外の者に限ります。以下、同じ）全員の合意を前提として、2つの特例を設けました。

ア 除外合意（法第4条1項第1号）

後継者が経営者からの贈与等によって取得した株式等は、贈与が行われたものであっても、民法によれば、「特別受益」としてすべて遺留分算定の基礎財産に算入されて、原則として、遺留分減殺請求の対象となります。

しかし、株式等を除外合意の対象とすれば、遺留分算定の基礎財産に算入されなくなり、遺留分減殺請求の対象にもなりません。

イ 固定合意（法第4条1項第2号）

固定合意とは、遺留分算定の基礎財産に算入すべき価額を予め固定する合意です。

後継者が経営者からの贈与等によって取得した株式等を遺留分算定の基礎財産に算入する場合の価額は、相続開始時を基準とする評価額となります。

例えば、後継者が贈与を受けた株式等が贈与の時に2000万円の価値しかなかった場合でも、相続開始時に1億円に上昇していた場合には、その価値の上昇が後継者の努力によるものであっても、1億円が遺留分

算定の基礎財産に算入されます。

これに対し、固定合意の対象とすれば、遺留分算定の基礎財産には2000万円だけが算入され、8000万円の価値上昇部分は遺留分算定の基礎財産には算入されません。

ただし、合意時の価額は、「弁護士、弁護士法人、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む）、監査法人、税理士又は税理士法人がその時における相応な価額として証明をしたもの」に限られます。

ウ 合意の組み合わせ

アの除外合意とイの固定合意は、二者択一ではなくて、組み合わせることが可能です。

例えば、後継者が経営者から1万株を贈与されたとして、6000株を除外合意の対象とし、4000株を固定合意の対象することも可能です。

また、民法の特例の施行日（平成21年3月1日）以前に贈与された株

式等についても合意の対象とすることができませんが、合意は、施行日以降のものでなければなりません。

工 法第4条第1項ただし書による制限

法第4条第1項ただし書は、「当該後継者が所有する当該特例中小企業の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の100分の50を超える数となる場合は、この限りでない」として、除外合意や固定合意の対象とする株式等を後継者が所有していないと仮定してもなお、後継者が議決権の過半数を確保することができる場合には、当該合意をすることができない旨を規定しています。

例えば、後継者が経営者から贈与によって4000株（議決権4000個）取得したが、その他に従前から6000株（議決権6000個）を所有していたとします（後継者の所有株式は会社の株式の100%と仮定します）。

そうすると、6000個の議決権

が「当該後継者が所有する当該特例中小企業の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数」ということになり、これは「総株主又は総社員の議決権の100分の50を超える」ことになり、除外合意や固定合意をすることはできません。

(3) 特例適用のための手続

遺留分の算定に係る合意は、経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可を得ることによって、その効力を生じます。ただし、経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可にはそれぞれ期間制限が設けられています。経済産業大臣の確認は合意をした日から、家庭裁判所の許可は大臣の確認を受けた日から、それぞれ1か月以内に申請又は申立てが必要です。

第3 信託を活用した事業承継

相続における事業承継対策として遺言の他に活用が期待されているのが信託の活用です。

信託とは、委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信

頼できる人（受託者）に対して、金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする制度です。

事業承継における信託には、①事業承継の確実性・円滑性、②後継者の地位の安定性、③議決権の分散化の防止、④財産管理の安定性などの面でメリットがあるとされています。そこで、いくつかのスキームを紹介しましょう。

ここで、前号に登場した家族に登場してもらいます。

甲建設社長及び委託者…徳下家安氏
家安氏の妻…お茶

長男…秀安氏

二男…秀唯氏

秀唯氏の子…岳千代

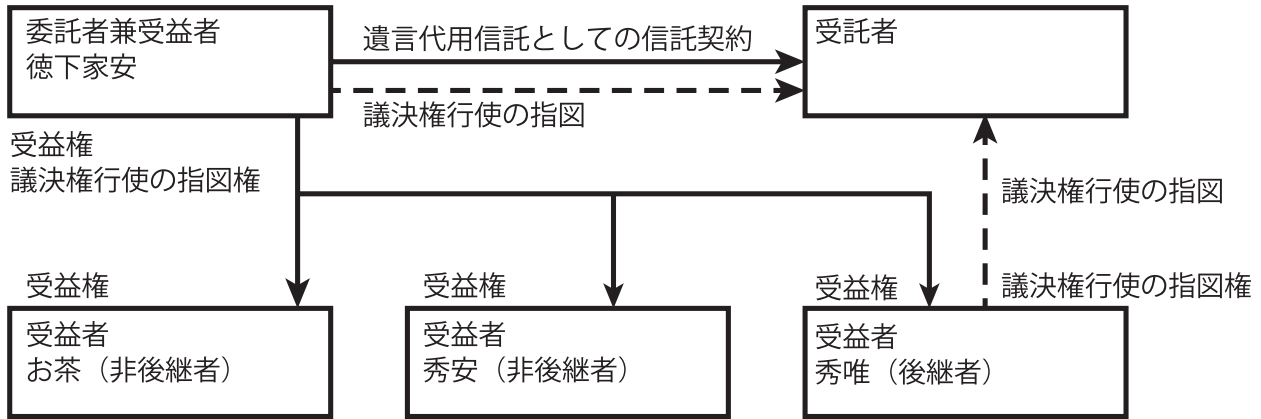
以下では、家安氏が所有する甲建設株式の承継をテーマとします。甲建設は、非公開会社とします。

1 遺言代用信託（スキーム1）

(1) 事例

遺言代用信託を利用したスキームとは、経営者がその生前に、自社株式を

<スキーム1>



対象に信託を設定して、信託契約において、自らを当初の受益者としておいて、死亡時に後継者が受益権を取得する旨を定めるものです。

(2) メリット

ア 経営者は、生存中、経営権を維持することができ、経営者である委託者に受益者変更権を有しない旨を定めれば、後継者が確実に経営権を取得できます。これに対し、遺言の場合はいつでも生前撤回が可能です(民法第1022条)ので、後継者の地位は安定しません。

イ 自社株式を対象に信託を設定することで、受託者が株主として当該自社株式を管理することになりますから、経営者が第三者に当該自社株式を処分するリスクを防止することができます。後継者への事業承継が安定的かつ確実に行うことができます。

ウ 後継者は、経営者の相続開始と同時に「受益者」となりますので、経営上の空白期間が生じません。これに対し、遺言の執行にはある程度の期間が必要です。

(3) 信託における遺留分対策

例えば、徳下家のように、経営者である家安氏の相続人として、お茶氏、秀安氏及び秀唯氏がいる場合、遺留分に配慮して甲建設の株式の受益権をお茶氏や秀安氏に与え、議決権行使の指図権を後継者である秀唯氏のみが付与することで、議決権の分散を防止して、安定的な事業承継を図ることも可能です。

議決権行使の指図権と受益権を分離することについては、非公開会社においては、議決権について株主ごとの異なる取扱い(これを、属人的定めといえます)を定めることが認められています(会社法第109条第2項)。剰余金配当請求権等の経済的利益と議決権の分離が許容されていますので、複数の受益者のうちの特定の者に議決権行使の指図権を集中させても、会社法上の問題は生じないと考えられます。

また、遺留分の算定にあたっては、議決権の指図権は独立して取引の対象となる財産ではないため、財産的価値が無く、遺留分算定の基礎財産に算入されないと考えられます。

2 後継ぎ遺贈型受益者連続信託(スキーム2)

(1) 事例

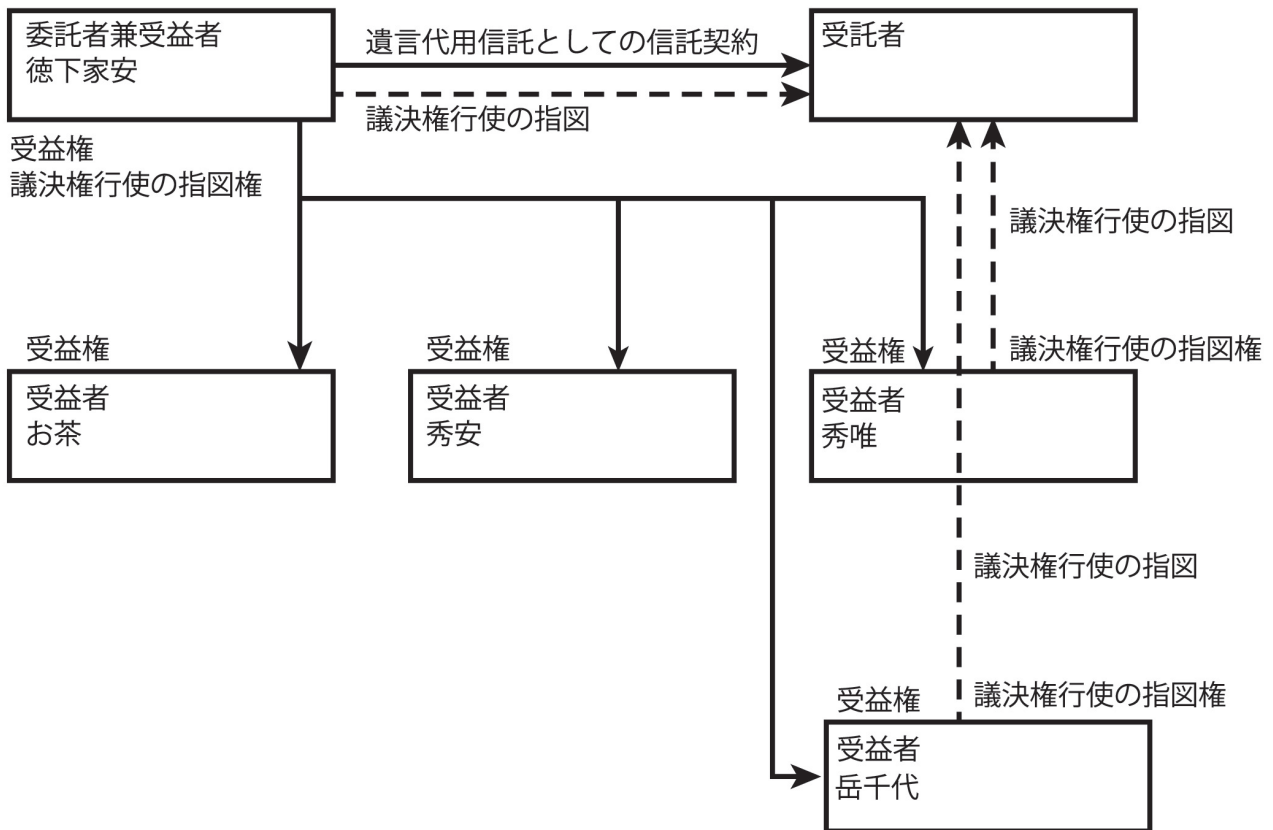
後継ぎ遺贈型受益者連続信託を利用した事業承継スキームとは、経営者を委託者として、自社株式を対象に信託を設定し、信託契約において、後継者を受益者と定め、当該受益者である後継者の死亡によって、その受益権が消滅し、次の後継者が新たな受益権を取得する旨を定めるものです。

例えば、家安氏が秀唯氏を後継者とするだけでなく、その子である岳千代氏をその次の後継者としていたいという場合は、このスキームが活用できます。ただし、信託期間は30年と制限されています。

(2) メリット

ア 経営者においては、子どもの世代だけでなく、孫の世代の後継者についても自分の意思で決定したいという要望や、後継者の子どもに会社経営の資質が無いので、後継者以外の子どもに事業を承継させたいという要望がある場合などに応えることができます。

<スキーム2>



イ 遺留分対策も議決権行使の指図権と受益権の分離により可能です。

(3) 相続財産・遺留分算定の基礎財産についての考え方

事例のように、家安氏が秀唯氏及び岳千代氏に対して受益権を設定した場合は、家安氏が死亡すると、家安氏からの遺贈又は贈与に準じ、家安氏の死亡時に、受益権は、家安氏の相続財産及び遺留分算定の基礎財産に算入されると考えられます。

秀唯氏が亡くなった場合、秀唯氏と岳千代氏が家安氏から取得していた受益権はどうなるかですが、秀唯氏の受益権はその死亡により消滅し、岳千代氏の受益権は秀唯氏からの遺贈や贈与とは評価されません。

したがって、秀唯氏及び岳千代氏の受益権は、秀唯氏の相続財産・遺留分算定の基礎財産には算入されないと考えられます。

第4 最後に

前号と本号で、事業承継と相続に関する問題をお話ししました。今後、中小企業の事業承継を円滑に行うことが、

その企業の維持のためだけでなく、社会的にも必要となります。経営者の方々が、早期に対策を講じること、事業承継が円滑に進み、ひいては日本経済の発展につながることになります。さて、このように相続は社会的な問題にも関連するなど、様々な問題を含みます。今後とも、機会があれば様々な問題についてお話しします。 ■